

さ情審査答申第 27 号
平成17年11月24日

さいたま市長 相 川 宗 一 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 小 池 保 夫

答 申 書

平成17年8月24日付けで貴職から受けた、リサイクル法の届出書類（以下「本件対象行政情報」という。）の一部公開決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件対象行政情報につき、さいたま市情報公開条例第7条第2号の規定により、一部公開とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の公開請求に対し、平成17年6月14日付け建南指収第6号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分について、これを取り消し、本件対象行政情報の非公開とした部分のうち発注者の氏名の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書及び口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 建物の解体工事に係る費用負担をめぐる裁判の係争中につき、裁判の証拠資料とするため、解体工事の発注者がわかる本件対象行政情報の公開請求をしたが、発注者の氏名等が非公開とされた。
- (2) 本件対象行政情報の非公開とした部分のうち発注者の氏名の公開を求める。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述において、次のように説明している。

本件対象行政情報の非公開とした部分のうち発注者の氏名は、条例第7条第2号に該当し、特定の個人を識別することができるため公開できない。

第4 審査会の判断の理由

- 1 本件は、異議申立人が、自分が被告となっている裁判の証拠資料とするため、条例に基づき、係争地の解体工事について「リサイクル法の届出全般」の情報公開を求めたところ、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づく届出書及びその添付書類のうち「発注者の郵便番号・住所・氏名・電話番号・押印の印影」の部分等が非公開とされたので、あくまでも発注者の氏名の公開を求めたいとして、本件異議申立てに及んだ事案である。
- 2 条例は、市の諸活動を市民に説明する責務の全うと、市民と市が行政情報を共有することによる市民の市政への参加の促進を図るため、市民等に対して、行政情報の公開を求める権利を保障している。この情報公開請求権は、住民自治の原理と国民主権の理念から導かれたものであり、最大限に保障されなければならない。したがって、情報公開請求にあたっては、公開を必要とする理由は原則として問われることはない。
- 3 本件においても、実施機関は、建設リサイクル法に基づき、建設資材の分別解体や再資源化を促進するための措置の一環として、解体工事の発注者から、解体建築物の構造や、工事の時期・概要、分別解体の計画等につき届出を受けているのであるから、その届出の内容は実施機関が保有する行政情報として、情報公開請求の対象となるのである。
- 4 しかしながら、およそ行政情報であれば全てこれを公開することはできない。行政情報であっても、私的な権利利益や公共の利益の保護の観点から例外的に非公開とされなければならない場合が存するのである。条例は第7条でこれらの非公開情報を限定的に列挙しているが、本件で争点となっている条例第7条第2号は、個人のプライバシーの権利保護を図るため、「特定の個人を識別することができるもの」又は「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報と規定している。本件対象行政情報について考えてみるに、届出内容のうち、発注者の氏名は、まさに特定の個人を識別することができる情報であるから、条例第7条第2号の非公開情報に該当するといわざるを得ない。建設リサイクル法第33条は、解

体工事業者については、商号、名称又は氏名等を記載した標識を解体工事現場に掲げなければならないとしているが、発注者の氏名は揭示事項から外しているから、発注者の氏名が公表を予定されているとみることもできない。

- 5 異議申立人の異議申立理由には、裁判の証拠資料として発注者の氏名がいかにより必要かが縷々述べられており、当審査会としてもその心情は理解できるが、条例は、市政の発展に寄与することを目的として一般的に行政情報を公開するものであり、私人間の具体的争訟に本件対象行政情報を用いようとした異議申立人の目的にはそもそもの制度趣旨が合致しない面がある。条例が、第7条第2号の規定によって情報公開請求権と個人のプライバシーの権利の利益衡量を図っている以上、本件においても、条例適用の法的判断としては、やはり発注者の氏名は非公開情報であるといわざるを得ない。
- 6 以上のとおり、本件異議申立ては理由がないので、当審査会は、前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成17年 8月24日	諮問の受理
②	同 年 9月 1日	実施機関から理由説明書を受理
③	同 年 9月15日	審議
④	同 年 10月 6日	実施機関及び異議申立人からの意見聴取及び審議
⑤	同 年 11月17日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
委 員	荒 木 直 人	弁護士
会 長	小 池 保 夫	大学教授
委 員	小 室 大	行政経験者
会長職務代理者	鈴 木 久 義	弁護士 平成17年10月21日退任
会長職務代理者	苦 田 文 一	弁護士 平成17年10月22日就任
委 員	満 木 祐 子	弁護士

(五十音順)